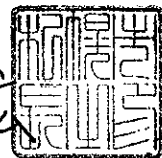


札幌市国民健康保険事業施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 2/ 日

札幌市長 秋元克広



札幌市規則第 10 号

札幌市国民健康保険事業施行規則等の一部を改正する規則

(札幌市国民健康保険事業施行規則の一部改正)

第1条 札幌市国民健康保険事業施行規則（昭和36年規則第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 様式8の2中

「

年	月	日	生	性別	
---	---	---	---	----	--

を

「

年	月	日	生
---	---	---	---

に改める。」

(2) 様式8の4中

「

生年月日		性別	
------	--	----	--

を

「

生年月日	
------	--

に改める。」

(3) 様式11中

出産した被保険者氏名		生年月日	年 月 日
出産児の氏名		世帯主との続柄	

を

出産した被保険者氏名		生年月日	年 月 日
------------	--	------	-------

に

改める。

(札幌市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 札幌市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第61号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第9条の前に見出しとして「(受給者証の再交付等)」を付する。
- (2) 第10条の見出しを削る。
- (3) 様式1中「あて先」を「宛先」に改め、「男・女」を削る。
- (4) 様式7中「あて先」を「宛先」に、

年 月 日	男・女	を
-------	-----	---

年 月 日	に改める。
-------	-------

- (5) 様式8から様式10までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「男・女」を削る。
- (6) 様式11中「札幌市 区長」を「札幌市長」に改める。

(札幌市区長委任規則の一部改正)

第3条 札幌市区長委任規則(昭和47年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第5号及び第13号中「の交付」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。